

# 株式会社愛媛建築住宅センター 耐震評定業務規程

制定 平成25年4月1日

改正 平成31年3月1日

(目的)

第1条 本規程は、株式会社愛媛建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物等（建築物、ブロック塀、工作物等をいう。以下同じ。）の耐震診断等（耐震診断又は耐震改修設計をいう。以下同じ。）の評定業務を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(評定業務)

第2条 センターは、建築物等の耐震診断等の評定業務を行う。ただし、紛争又は訴訟中の建築物等に関する評定業務は除く。

(評定の対象とする建築物等)

第3条 評定業務の対象は、原則として、愛媛県内にある建築物等で、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、組積造、木造及びこれらを併用した構造で、高さが60メートル以下のものとする。ただし、特殊な構造の建築物等で、評定が著しく困難なものを除く。

(耐震評定委員会)

第4条 センターは、評定業務を行うため、愛媛建築住宅センター耐震評定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 センターは、評定業務に精通している、大学教授等の学識経験者及び建築構造に関する専門的な知識を有する者から評定委員を、評定委員の中から委員長、副委員長を選任する。

3 委員会は、委員長及び副委員長を含めて5名以上の委員で構成する。なお、センターの職員である委員数は、全体の半数未満とする。

4 委員会に、事務局を置く。

(専門委員)

第5条 センターは、評定物件の審査を行わせるため、建築構造に関する専門的な知識を有する者から、専門委員を、専門委員の中から専門委員長を選任する。

(委員等の任期及び解任)

第6条 委員長、副委員長、評定委員、専門委員及び専門委員長（以下「委員等」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員等は、辞任する場合又は任期が満了する場合は、後任者に業務を引き継ぐまで、その職務を行う。

3 センターは、委員等が第16条第1項の義務に違反した場合、又は心身の故障のため、職務を執行できないと認められた場合は、その委員等を解任する。

(評定の依頼及び受諾)

第7条 評定依頼者は、耐震評定依頼書に診断等報告書（耐震診断等の診断方法、現地調査、診断計算、改修設計等を記した報告書をいう。以下同じ。）を添えて、センターに提出する。

2 センターは、評定依頼に係る建築物等が、第3条の対象建築物等に該当する場合に、受諾する。

3 評定依頼者は、自らの都合により、評定の過程で診断等報告書を変更しようとする場合は、センターの了解を得なければならない。

(業務期限)

第8条 センターは、評定業務をその受諾日から6月以内に、完了させる。ただし、評定依頼者との協議によって、期限を変更することができる。

(審査)

第9条 センターは、評価を受諾した場合は、診断等報告書の審査をする。なお、この審査は、評価委員又は専門委員に委嘱することができる。

2 前項の評価委員又は専門委員は、前項の審査を行い、必要な助言等を評価依頼者にし、審査結果をセンターに連絡する。

(委員会の開催)

第10条 センターは、前条第2項の連絡を受けて、委員会を開催する。

2 委員会は、委員長又は副委員長及び委員2名以上の出席で開会する。

3 センターは、評価依頼者及び診断等報告書の作成に協力した者に、委員会に出席して質問に答えること、委員会が実施する現地調査に立会うことを求めることができる。

(委員会の審議及び結果の報告)

第11条 委員会は、診断等報告書の審議をし、出席委員等で協議して、内容が適切であると認めた場合は、耐震評価報告書(添付図書を含む。以下同じ。)を、不適切と認めた場合は、理由書をそれぞれ作成して、センターに提出する。

2 センターは、専門委員を委員会に出席させて、前項の質問及び回答の確認をさせることができる。

(評価書等の交付)

第12条 センターは、前条第1項の書面の提出を受けて、同項前段の場合は、評価書を、同項後段の場合は、通知書を、それぞれ提出された書面に添えて、評価依頼者に交付する。

(軽微な変更)

第13条 センターが評価した物件で、軽微な変更の評価依頼を受けた場合は、第7条から前条までの規定を準用する。この場合は、第11条の耐震評価報告書を、省略することができる。

(評価書の再交付)

第14条 センターは、正当な理由がある場合は、評価書及び耐震評価報告書の再交付を行うことができる。

(評価手数料)

第15条 センターは、別に定める耐震評価業務手数料規程に基づき、評価依頼者に手数料を請求し、評価依頼者はセンターに手数料を納入する。

2 センターは、収納した手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由で、評価業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

(秘密保持義務)

第16条 センターの役職員、委員等及びこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 センターは、評価依頼者の承諾を得ている事項、公知である事項、その他公表することに支障がないものを除き、評価業務に関する資料を、公表することができない。

(実施体制)

第17条 評価業務に従事するセンターの役職員及び委員等は、その職務の執行を、厳正、かつ公正に行わなければならない。

2 評価業務に従事するセンターの役職員及び委員等は、自己が関係する個人、企業、団体等が評価を依頼する建築物等、及び自らが耐震診断等、工事監理又は施工を行う建築物等については、評価業務を行うことができない。

(帳簿及び図書の保存)

第18条 センターは、次の事項を記載した帳簿を備え付け、センターが評価業務を廃止するまで保管する(電子データによる管理を含む)。

- (1) 評定を受諾した年月日
- (2) 評定依頼者の氏名又は名称
- (3) 評定の種別
- (4) 建築物等の構造種別
- (5) 評定書を交付した年月日

2 センターは、第12条の評定書、通知書及びこれらの添付図書の写しを、それぞれの交付後15年間保存する(電子データによる保存を含む)。

(規程の改正)

第19条 この規程の改正は、委員会で協議が成立した後、センターが承認することによって行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。